

導入自治体の状況について①

自治体名	東京都	大阪府	福岡県	福岡市	北九州市
徴収開始時期	H14.10	H29.1	R2.4	R2.4	R2.4
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
金額	10,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上 200円	7,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上20,000円未満 200円 20,000円以上 300円	200円 ※福岡, 北九州市分は50円	20,000円未満 150円 20,000円以上 450円	150円
免税点	10,000円	7,000円	なし	なし	なし
課税客体	旅館業法第二条第二項に規定の「旅館・ホテル営業」を行う施設への宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設（新法民泊）における宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設（新法民泊）における宿泊	旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設への宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設（新法民泊）における宿泊
課税免除	なし	なし	なし	なし	なし
入湯税	-	-	-	宿泊にかかる入湯税の税率を入湯客1人1日あたり150円から50円に変更	変更なし 宿泊する場合 1人1泊について、150円 日帰りの場合 1人1日について、100円
特別徴収義務者	旅館・ホテルを営む者（旅館業法第3条第1項の営業許可を旅館・ホテル営業で受けたもの）	宿泊施設の実質的な経営者（許可等を受けた者及び住宅宿泊事業者） ※営業許可、特定認定を受けている者又は住宅宿泊事業者とは異なる者が実質の経営を行っている場合は、実際にその施設の経営に責任を有している実質的な経営者を特別徴収義務者として個別に指定	旅館業、認定事業（特区民泊）、住宅宿泊事業（新法民泊）の経営者 ※旅館業法の許可を取得した又は住宅宿泊事業法の届出を行った経営者は、県からの個別の指定行為がなくとも特別徴収義務者となる。 ※旅館業の許可がない施設、及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象	宿泊施設の経営者（一般的には、旅館業の許可を受けた者、特区民泊の事業の認定を受けた者及び住宅宿泊事業の届出をした者） ※旅館業の許可がない施設、及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象	宿泊施設の経営者（一般的には、旅館業の許可を受けた者、特区民泊の事業の認定を受けた者及び住宅宿泊事業の届出をした者） ※旅館業の許可がない施設、及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象
見直し規定	条例の施行後5年ごとに検討	条例の施行後5年ごとに検討	検討は条例施行から3年後行い、以降5年毎に行う	検討は条例施行から3年後行い、以降5年毎に行う	検討は条例施行から3年後行い、以降5年毎に行う

※外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊は、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税が課されない。

導入自治体導入自治体の状況について②

自治体名	長崎市	京都市	金沢市	俱知安町
徴収開始時期	R5.4	H30.10	H31.4	R1.11
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
金額	10,000円未満 100円	20,000円未満 200円	20,000円未満 200円	宿泊金額の2%
	10,000円以上20,000円未満 200円	20,000円以上50,000円未満 500円	20,000円以上 500円	
	20,000円以上 500円	50,000円以上 1,000円		
免税点	なし	なし	なし	なし
課税客体	長崎市内に所在する宿泊施設（民泊含む）において、宿泊料金を受けて行われる宿泊	宿泊税の納税義務者は、ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊も含めた、すべての宿泊	旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所 住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の届出をして事業を営む住宅への宿泊	ホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び民泊への宿泊
課税免除	○（修学旅行、部活動等） 学校長などが「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出	○（修学旅行等学校行事） 学校等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を受領	なし	①修学旅行など学校行事に参加する学生、引率者など ②職場体験する学生など
入湯税	変更なし 宿泊する場合 1人1泊について、150円（ただし、日帰りの場合30円）	変更なし 宿泊する場合 1人1泊について、150円 日帰りの場合 1人1日について、100円	変更なし 宿泊する場合 1人1泊について、150円 日帰りの場合 1人1日について、100円	変更なし 1泊 150円（※1週間以上にわたる長期宿泊入湯の場合は70円） 日帰り 70円
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者（一般的には、旅館業の許可を受けた者、特区民泊の事業の認定を受けた者及び住宅宿泊事業の届出をした者） ※旅館業の許可がない施設、及び住宅宿泊事業法の届出がない施設も課税対象	旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ※ 旅館業法の許可を取得した又は住宅宿泊事業法の届出を行った経営者は、市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となる。 ※ 旅館業法の許可及び住宅宿泊事業法の届出のない施設への宿泊も課税対象	金沢市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅 ※ 旅館業法の許可を取得した又は住宅宿泊事業法の届出を行った経営者は、市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となる。	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
見直し規定	3年ごとに制度を見直す	条例の施行後5年ごとに検討	条例の施行後5年ごとに検討	条例の施行後5年ごとに検討

※外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊は、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税が課されない。